

令和4年6月10日

西宮市政記者クラブ各位

高額介護サービス費等の算定誤りについて

1 概要

介護保険制度では、同じ月内に受けた、居宅サービスや介護予防・生活支援サービス（総合事業）などの1月当たりの自己負担額の合計額が一定の額を超えた場合、その超えた部分を支給する制度（高額介護サービス費、高額総合事業サービス費）があります。

また、要介護認定を受けた公費負担医療（難病医療費助成など）の対象者が、国の政令で定める難病対策等に対応する介護保険サービス（訪問看護等）を利用した場合の自己負担額についても、高額介護サービス費の算定において合計します。

この度の算定誤りは、要介護認定を受けた公費負担医療（難病医療費助成など）の対象者において、難病対策等に対応する介護保険サービス（訪問看護等）を利用した場合の自己負担額をシステム上の誤りにより、自己負担額に含めずに過少支給していました。

2 経緯

令和3年12月、厚生労働省より、公費負担医療対象者の高額介護サービス費等の算定において、一部の保険者で誤りがあり、全国の保険者に対し算定事務における確認依頼の通知がありました。通知に基づき、介護保険システム委託事業者等に確認を行ったところ、本市においてもシステム上の計算方法に誤りが判明した為、対象者と追加支給額について確認を行いました。

3 追加支給対象者数・追加支給額

(1) 高額介護サービス費

対象期間：令和2年1月～令和4年1月利用分

対象人数：121人

総支給金額：1,541,173円 ※現時点における概算のため、変動する可能性があります。

(2) 高額総合事業サービス費

対象期間：平成29年4月～令和4年1月利用分

対象人数：7人

総支給金額：67,987円 ※現時点における概算のため、変動する可能性があります。

4 市の対応

(1) 該当する方に対し、お詫びと追加支給の案内文を送付します。

(2) 算定誤りを解消するためのシステム改修を行ない、追加支給額の確定及び追加支給を行います。

5 再発防止策

システムの改修にあたっては算定方法の検証作業におけるチェックを強化いたします。今後、同様のことがないように再発防止に努めてまいります。

【お問合せ先】

西宮市健康福祉局福祉部高齢介護課

0798-35-3393 担当 北出（きたいで）